

モニタリング基本計画 新旧対照表

変更前（旧）	変更後（新）
P. 2 ③第三者機関によるモニタリング（必要に応じて） 委託者は、本業務の履行状況が基本契約書に定められた契約内容が適切に履行されているかの確認について、第三者機関によるモニタリングが必要と判断した場合に実施する。第三者機関によるモニタリングは、委託者と受託者に対して、双方とは独立した中立・公平な立場から助言や改善提案等を実施し、それらを委託者に報告することを想定している。	P. 2 ③第三者機関によるモニタリング（必要に応じて） 委託者は、本業務の履行状況が基本契約書に定められた契約内容が適切に履行されているかの確認について、第三者機関によるモニタリングが必要と判断した場合に実施する。第三者機関によるモニタリングは、委託者と受託者に対して、双方とは独立した中立・公平な立場から助言や改善提案等を実施し、それらを委託者<u>及び受託者</u>に報告することを想定している。
P. 3 （７）計画策定業務 ア スtockマネジメント実施方針（管路施設）改訂業務 イ スtockマネジメント（第三・四・五期）計画（管路施設）策定業務 ウ <u>ストックマネジメント（マンホールポンプ）計画策定業務</u> エ 修繕・改築選定業務	P. 3 （７）計画策定業務 ア スtockマネジメント実施方針（管路施設）改訂業務 イ スtockマネジメント（第三・四・五期）計画（管路施設）策定業務 ウ <u>ストックマネジメント計画</u>（マンホールポンプ）策定業務 エ 修繕・改築選定業務